

去る 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震は、マグニチュード 6.7、厚真町で国内 6 例目となる道内観測史上最大の震度 7、安平町とむかわ町で震度 6 強など、北海道の広い範囲で震度 4 以上を観測する極めて激しい地震であった。

この大地震により、広範囲で大規模な土砂崩れや地すべり、液状化現象などによる家屋の倒壊、道路の陥没等によって、多くの方々の尊い命が奪われ、多数の方々が負傷し、今もなお多くの被災者の方々が不安や心労を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされている。

地震発生後、北海道全ての世帯 295 万戸で停電が発生し、全ての道民が被災者となる事態となり、広い地域で断水、電話の不通、さらには、新千歳空港を発着する国内線・国際線全便の欠航、北海道新幹線、在来線、札幌市営地下鉄、各路線バス等の主要な交通機関全てが運休に追い込まれるなど、ライフラインが断絶する被害となり、道民生活に甚大な影響を及ぼした。

釧路市議会としても、一日も早い被災地の復旧・復興に向け、全力で取り組むことを期するものである。

北海道では、速やかに災害対策本部を設置し、被災市町村と一体となって、関係機関の協力のもとに被災者の救助や支援に当たるなど、釧路市でもその役割を担い復旧に向けた最大限の各種対策を行ってきているところであるが、災害が激甚かつ大規模であるため、総合的な対策を速やかに講ずる必要がある。

よって、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や災害の早期復旧などが進められるよう、次の事項について早急かつ万全の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 北海道胆振東部地震に伴う災害について早期に激甚災害指定を行うこと。
- 2 本道及び道内市町村の応急対応や復旧・復興に要する経費を初めとする災害復旧対策に対して十分な財政上の支援措置を講ずること。
- 3 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 4 停電等に伴う被害が甚大な農林水産業やその関連加工製造業並びに商工業者等、被災中小企業に対する円滑な資金融通なども含め、早期復旧に向けた総合的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 25 日

釧路市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣(防災) } 宛